

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次 ページ

条 例

○地方独立行政法人北海道立総合研究機構への職員の引継ぎに関する条例 (試験研究機関改革推進室)	1
○北海道政策評価条例の一部を改正する条例..... (行政改革課)	2
○北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例..... (人事課)	3
○北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	6
○北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	6
○北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例..... (人事課)	7
○特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改 正する条例..... (税務課)	8
○北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例の一部を改正する条 例..... (防災消防課)	8
○北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (総合政策部総務課)	9
○北海道市町村振興基金条例の一部を改正する条例..... (市町村課)	10
○北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例の一部を改正する条例 (環境生活部総務課)	10
○北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例 (環境生活部総務課)	11
○北海道保健福祉部手数料条例及び北海道保健福祉部の事務処理の特例に関 する条例の一部を改正する条例..... (保健福祉部総務課)	12
○北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (医療政策業務課)	15
○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例..... (建設部総務課)	15

○北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例..... (都市計画課)	16
○北海道税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例 (出納局総務課)	16
○北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (企業局総務課)	17
○北海道学校職員の給与に関する条例及び北海道学校職員の勤務時間、休暇 等に関する条例の一部を改正する条例..... (教育庁給与課)	17
○北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課)	20
○北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課)	20
○北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課)	23
○北海道立工業試験場条例等を廃止する条例... (試験研究機関改革推進室)	23

条 例

地方独立行政法人北海道立総合研究機構への職員の引継ぎに関する条例をここ
に公布する。

平成22年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第 6 号

地方独立行政法人北海道立総合研究機構への職員の引継ぎに関する条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第59条第 2 項の規定に基づき、地方独立行政法人北海道立総合研究機構への職員の引継ぎに関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の引継ぎ)

第 2 条 法第59条第 2 項に規定する条例で定める道の内部組織は、平成22年 3 月 31日における次に掲げるものとする。

(1) 北海道環境科学研究センター

- (2) 北海道立地質研究所
- (3) 北海道立工業試験場
- (4) 北海道立食品加工研究センター
- (5) 北海道立中央農業試験場
- (6) 北海道立上川農業試験場
- (7) 北海道立道南農業試験場
- (8) 北海道立十勝農業試験場
- (9) 北海道立根釧農業試験場
- (10) 北海道立北見農業試験場
- (11) 北海道立畜産試験場
- (12) 北海道立花・野菜技術センター
- (13) 北海道立中央水産試験場
- (14) 北海道立函館水産試験場
- (15) 北海道立栽培水産試験場
- (16) 北海道立釧路水産試験場
- (17) 北海道立網走水産試験場
- (18) 北海道立稚内水産試験場
- (19) 北海道立水産孵化場
- (20) 北海道立林産試験場
- (21) 北海道立林業試験場
- (22) 北海道立北方建築総合研究所

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

北海道政策評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第7号

北海道政策評価条例の一部を改正する条例

北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「実施機関が行う政策評価」を「一次政策評価」に、「知事が行う政策
「第5章 特定政策評価（第11条）」

第6章 道民参加の推進（第12条・第13条）
評価」を「二次政策評価」に、
第7章 北海道政策評価委員会（第14条―第20
第8章 雑則（第21条・第22条）

「第5章 道民参加の推進（第11条・第12条）
を 第6章 北海道政策評価委員会（第13条―第19条） に改める。
第7章 雑則（第20条・第21条）」

前文中「評価する」を「評価し、改善する」に改める。

第2条第7号中「分野別評価」を「公共事業評価」に、「特定の分野」を「公共事業」に改め、「であって、別表に定めるもの」を削り、同条に次の1号を加える。

(8) 特定課題評価 政策に関するその時々課題であって、知事が点検、検証等を行う必要があると認めるものに関して行う政策評価をいう。

第3条第2項中「を政策」を「を予算の編成及び執行、組織及び機構の整備並びに総合計画の推進管理等」に、「反映させなければ」を「反映させ、政策の推進を図らなければ」に改める。

第4条第1項中「（第5章に定める特定政策評価を除く。以下この条において同じ。）」を削る。

「第3章 実施機関が行う政策評価」を「第3章 一次政策評価」に改める。

第5条第1項中「政策評価（」を削り、「及び分野別評価に限る。以下この章及び次章において同じ。）」を「、公共事業評価及び特定課題評価」に改める。

第6条の見出し中「実施機関が行う政策評価」を「一次政策評価」に改め、同条中「政策評価」の次に「（以下「一次政策評価」という。）」を加える。

第7条第1項中「政策評価」を「一次政策評価」に改める。

「第4章 知事が行う政策評価」を「第4章 二次政策評価」に改める。

第8条の見出し中「知事が行う政策評価」を「二次政策評価」に改め、同条第1項中「が政策評価」を「が一次政策評価」に、「ついて政策評価」の次に「（以下「二次政策評価」という。）」を加え、同条第2項中「政策評価」を「二次政策評価」に改める。

第9条及び第10条第1項中「政策評価」を「二次政策評価」に改める。

第5章を削る。

第6章中第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第6章を第5章とする。

第7章中第14条を第13条とし、第15条から第20条までを1条ずつ繰り上げる。

第7章を第6章とする。

第21条第1項中「(特定政策評価を除く。)」を削り、同条第2項を削り、第8章中同条を第20条とし、第22条を第21条とする。

第8章を第7章とする。

附則第2項中「この条例の施行後3年を経過した場合において、政策評価の実施状況」を「平成22年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等」に改める。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第8号

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北海道職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北海道職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第75号)の一部を次のように改正する。

第13条本文中「ときは」の次に「、勤務時間等条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間」を加える。

第14条第3項中「この項」の次に「及び次項」を加え、同条に次の3項を加える。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間等条例第3条第1項、第4条、第5条及び第8条第2項の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)

の時間(以下「正規の勤務時間外の時間」という。)及び勤務時間等条例第5条の規定により割振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の時間(人事委員会規則で定めるものを除く。以下「割振り変更前の勤務時間を超える時間」という。)の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外の時間にあつては100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を、割振り変更前の勤務時間を超える時間にあつては100分の50を乗じて得た額に相当する金額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間等条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、人事委員会規則で定めるところにより、当該時間1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外の時間にあつては100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を、割振り変更前の勤務時間を超える時間にあつては100分の50から人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額に相当する金額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第19条の4第2項中「任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する」を削り、「ごとの」の次に「勤勉手当の額の」を加える。

別表第4中「保健福祉事務所」を「保健所」に改める。

（北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条の3を第9条の4とし、第9条の2を第9条の3とし、第9条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第9条の2 任命権者は、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）第14条第4項、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）第14条第4項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第2条第2項において準用する場合を含む。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）第16条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第11条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第11条第1項中「第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「**及**及び」という。）」を削り、「（休日）」を「（第9条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日）」に改める。

第16条第3項中「北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）」を「道職員給与条例」に、「北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）」を「警察職員給与条例」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表第14条第3項の項の次に次のように加える。

第14条第4項	（第2項	（北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。）第15条第1項
第14条第5項	要しない	要しない。ただし、正規の勤務時間外の時間が育児休業条例第15条第1項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

第15条第1項の表に次のように加える。

附則第22項	北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下「育	育児休業条例
--------	--------------------------------------	--------

	児休業条例」とい う。)	
--	-----------------	--

第23条第3項を次のように改める。

- 3 短時間勤務職員についての道職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる道職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第2項 第3号	再任用短時間勤務職 員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3 年法律第110号）第18条第1項の規定により任 期を定めて採用された同項に規定する短時間勤 務職員（以下「短時間勤務職員」という。）
第14条第1項	支給する	支給する。ただし、短時間勤務職員が、第1号 に掲げる勤務で正規の勤務時間外にしたものの うち、その勤務の時間とその勤務をした日にお ける正規の勤務時間との合計が7時間45分に達 するまでの間の勤務にあっては、同条に規定す る勤務1時間当たりの給与額に100分の100（そ の勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間 である場合は、100分の125）を乗じて得た額と する
第14条第3項	職員（再任用短時間 勤務職員にあって は、	短時間勤務職員（
第14条第4項	（第2項	（北海道職員等の育児休業等に関する条例（平 成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条 例」という。）第23条第3項
第14条第5項	要しない	要しない。ただし、正規の勤務時間外の時間が 育児休業条例第23条第3項の規定により読み替 えられた第1項ただし書に規定する7時間45分 に達するまでの間の勤務に係る時間である場合

		にあっては、第18条に規定する勤務1時間当た りの給与額に100分の150（その時間が午後10時 から翌日の午前5時までの間である場合は、 100分の175）から100分の100（その時間が午後 10時から翌日の午前5時までの間である場合 は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額 とする
--	--	--

第23条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第11項までを1項
ずつ繰り上げる。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の
一部を次のように改正する。

第10条第3項を次のように改める。

- 3 任期付短時間勤務職員についての道職員給与条例の規定の適用について
は、次の表の左欄に掲げる道職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句
は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第2項 第3号	再任用短時間勤務職 員	一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平 成14年北海道条例第67号。以下「任期付職員条 例」という。）第4条の規定により任期を定め て採用された短時間勤務職員（以下「任期付短 時間勤務職員」という。）
第14条第1項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、 第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外にした もののうち、その勤務の時間とその勤務をした 日における正規の勤務時間との合計が7時間45 分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に 規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の 100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時 までの間である場合は、100分の125）を乗じて

		得た額とする
第14条第3項	職員（再任用短時間勤務職員にあっては、	任期付短時間勤務職員（
第14条第4項	（第2項	（任期付職員条例第10条第3項
第14条第5項	要しない	要しない。ただし、正規の勤務時間外の時間が任期付職員条例第10条第3項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

第10条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第11項までを1項ずつ繰り上げる。

北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第9号

北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「たる」を「である」に改める。

第9条第2項中「たる」を「である」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1条第15号に掲げる特別職の職員には、一般職の職員との権衡を考慮して

任命権者が別に定めるところにより、費用弁償として、月の1日から末日までの期間に係る通勤のために要する費用に相当する額を当該月の翌月の支給日（第7条の規定による報酬の支給日をいう。）に支給する。

第10条中「前条」を「前条第1項及び第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第10号

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条の6」を「第12条の5」に改める。

第3条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、第13号を削る。

第6条中「漁業取締船に乗り組む職員又は漁業管理課、総合振興局若しくは振興局若しくは水産孵化場に勤務する」を「漁業監督吏員である」に改める。

第7条中「漁業管理課、総合振興局若しくは振興局、道立水産試験場、土木現業所、漁業研修所、原子力環境センター又は実習船管理局に勤務する」を削る。

第9条を次のように改める。

（有毒薬物取扱手当）

第9条 有毒薬物取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 人事委員会規則で定める試験研究機関等に勤務する職員が本務として人事委員会規則で定める有毒薬物を使用して試験、研究又は検査に従事したとき。
- 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第18条第1号ホ及びへに規定する職員が同令第16条に規定する製剤を直接使用して害虫の防除の実地指導に従事したとき。

(3) 職員が毒物及び劇物取締法施行令第39条各号に掲げる劇物を使用して病害虫の防除の作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき290円とする。

第10条及び第10条の2を削り、第10条の3を第10条とする。

第11条を削り、第10条の4第1項第1号中「保健福祉事務所に勤務する」を削り、同項第2号中「食品衛生課に勤務する獣医師である職員、前号に規定する職員又は衛生研究所に勤務する研究職員である」を削り、同条を第11条とする。

第12条第1項第1号中「土木現業所に勤務する」を削り、「道路」を「道道」に改め、同項第2号中「土木現業所に勤務する」を削り、同項第3号中「空港管理事務所に勤務する」を削る。

第12条の6を削る。

第14条の3第3項中「とあるのは」を「とあるのは、」に改める。

第14条の4第1項中「たる」を「である」に改め、同条第3項中「とあるのは」を「とあるのは、」に改める。

第17条第1項を次のように改める。

防疫救治作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 職員が本務として、感染症（人事委員会規則で定めるものに限る。以下この条において同じ。）が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症の患者若しくは感染症の疑いのある者の救護若しくは移送又は感染症の病原体に汚染された物件若しくは汚染された疑いのある物件の処理作業に従事したとき。

(2) 本務以外の職員が前号の職員と同一の場所、時期及び条件等において、同号の救護若しくは移送又は処理作業に従事したとき。

(3) 感染症の患者が入院する道立の病院若しくは診療所又はこれらに準ずる施設に勤務する職員が患者の診療若しくは看護又は移送に従事したとき。

(4) 職員が本務として、人事委員会規則で定める家畜伝染病の病菌に汚染されている区域において行う患畜又は当該病菌の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。

第20条第1項第4号中「保健福祉事務所」を「保健所」に改める。

第23条第1項中「道立の病院、精神科病院、診療所、保健福祉事務所、衛生研究所、工業試験場、食品加工研究センター、農業試験場若しくは林産試験場又は

これらに準ずる施設に勤務する」を削る。

第23条の2中「道立の病院、精神科病院、保健福祉事務所、衛生研究所その他これらに準ずる施設に勤務する」を削る。

第27条第1項中「税務課、札幌道税事務所又は総合振興局若しくは振興局に勤務する」を「徴税吏員である」に改め、同条第3項中「とあるのは」を「とあるのは、」に改める。

第29条第1項本文中「若しくは」を「、」に改め、「肢体不自由児施設」の次に「その他人事委員会規則で定める出先機関」を加え、「福祉施設」を「福祉施設等」に改め、「又は保健福祉事務所」を削り、同項第5号中「福祉施設又は保健福祉事務所（児童相談部及び分室に限る。）」を「福祉施設等」に改め、「者」の次に「（人事委員会規則で定める者に限る。）」を加え、同項第7号中「保健福祉事務所で」を削り、同条第3項中「とあるのは」を「とあるのは、」に改める。

第30条の2第1項第1号を削り、同項第2号中「第10条の4第1項第1号」を「第11条第1項第1号」に改め、同項中同号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第11号

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の定数に関する条例（昭和47年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号ア中「8,565人」を「8,464人」に改め、同号イ中「1,746人」を「1,681人」に改め、同条第9号ア中「3,034人」を「3,081人」に改め、同号イ中「1,327人」を「1,315人」に改め、同条第10号中「97人」を「94人」に改め、同条第11号ア中「3万1,451人」を「3万1,368人」に改め、同号イ中「2,037人」を「2,023人」に改める。

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第12号

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 過疎地域における課税免除（第7条—第11条）

第3章 離島振興対策実施地域における課税免除（第12条—第16条）

第4章 集積区域における課税免除（第17条・第18条）

第5章 半島振興対策実施区域における不均一課税（第19条—第22条）

第6章 振興拠点重点整備地区における不均一課税（第23条・第24条）

附則

第1条中「特定工業等導入地区等」を「特定地域等（次条各号に掲げる地域、区域及び地区をいう。第3条第1項において同じ。）」に改める。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第1項中「前条各号に掲げる地区、地域又は区域」を「特定地域等」に改める。

第2章及び第3章を削る。

第4章中第13条を第7条とし、第14条から第17条までを6条ずつ繰り上げる。

第4章を第2章とする。

第5章中第18条を第12条とし、第19条から第22条までを6条ずつ繰り上げる。
第5章を第3章とする。

第6章中第23条を第17条とし、第24条を第18条とする。

第6章を第4章とする。

第7章を削る。

第8章中第27条を第19条とし、第28条から第30条までを8条ずつ繰り上げる。

第8章を第5章とする。

第9章及び第10章を削る。

第11章中第36条を第23条とし、第37条を第24条とする。

第11章を第6章とする。

附則第3項及び第4項中「第14条」を「第8条」に改める。

附則第10項中「第28条又は第36条」を「第20条又は第23条」に改める。

附則第11項中「第27条」を「第19条」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正前の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例（以下「旧条例」という。）第10条から第12条までに規定する工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供する設備を旧条例第2条第1号に規定する特定工業等導入地区内において平成21年12月31日までの間に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第13号

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例の一部を改正する条例

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（平成15年北海道条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 雑則（第25条—第28条）」を「第4章 水域利用調整協議会（第25条—第30条）」に、「第5章」を「第6章」に、「（第29条—第33条）」を「（第35条—第39条）」に改める。

第2条第2項中「第187号）」の次に「第2条第2項」を、「第99号）」の次に「第2条第1項」を加え、同条第3項中「であって、」の次に「船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第23条の2第1項に規定する」を加える。

第15条第1項第2号中「船舶安全法（昭和8年法律第11号）に定める」を削り、「備付ける」を「備え付ける」に改める。

第19条第1項中「国の関係地方行政機関、道及び関係地方公共団体の職員、海洋性レクリエーション関係者、関係漁業協同組合の職員並びに学識経験者等で構成される」を削る。

第21条第1項中「（昭和26年法律第149号）」を削る。

第33条を第39条とする。

第32条中「第29条」を「第35条」に改め、同条を第38条とし、第29条から第31条までを6条ずつ繰り下げる。

第5章を第6章とする。

第4章中第28条を第34条とし、第25条から第27条までを6条ずつ繰り下げる。

第4章を第5章とする。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 水域利用調整協議会

（設置）

第25条 第19条第1項の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議させ、及び知事の諮問に応じ水域利用調整区域に関する重要事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、水域利用調整協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第26条 協議会は、委員15人以内で組織する。

（委員）

第27条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）海洋に関するレクリエーションの関係者
- （3）漁業に係る団体の役職員
- （4）関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第28条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第29条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（会長への委任）

第30条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例第19条第1項の水域利用調整協議会の委員に任命されている者は、この条例による改正後の北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例第27条第1項の規定により委員に任命された者とみなし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成22年11月11日までとする。

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここ

に公布する。

平成22年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第14号

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「士別市」を「士別市名寄市」に、「栗山町」を「栗山町東神楽町」に、「猿払村」を「下川町美深町猿払村」に、「むかわ町」を「むかわ町日高町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に旅券法（昭和26年法律第267号）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては名寄市長、東神楽町長、下川町長、美深町長又は日高町長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。

北海道市町村振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第15号

北海道市町村振興基金条例の一部を改正する条例

北海道市町村振興基金条例（昭和44年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「前項」を「前2項」に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）」を「財政健全化法」に、「同法第8条第1項」を「財政健全化法第8条第1項」に、「同法第6条第1項に規定する財政健全化団体又は同法第9条第4項に規定する財政再生団体である市町村」を「財政健全化団体等」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、知事は、地方公共団体の財政の健全化に関する法

律（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）第6条第1項に規定する財政健全化団体及び財政健全化法第9条第4項に規定する財政再生団体（以下「財政健全化団体等」という。）に対し、必要があると認めるときは、前項の規定により貸付を受けた資金の借換えのために要する経費の財源に充てるため、資金を貸し付けることができる。

第4条第1項中「前条第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項第2号中「含む。」の次に「（財政健全化団体等に貸し付ける場合にあっては、30年以内（据置期間2年以内を含む。）」を加え、同条第2項中「前条第2項」を「前条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項第3号の規定にかかわらず、財政健全化団体等に貸し付ける場合には、一括償還による償還方法とすることができる。この場合における同項第2号の規定の適用については、同号中「30年以内（据置期間2年以内を含む。）」とあるのは、「30年以内」とする。

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道市町村振興基金条例の規定は、この条例の施行の日以後の貸付の決定に係る資金の貸付から適用し、同日前に貸付の決定のあった資金の貸付については、なお従前の例による。

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第16号

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例の一部を改正する条例

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例（昭和57年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「者は」の次に「、1人の連帯保証人を立て」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（連帯保証人）

第4条の2 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

- 2 連帯保証人が欠けたとき、又は破産手続開始の決定その他の事情によりその

適性を失ったときは、速やかに新たな連帯保証人を立て、知事に届け出なければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後に最初の貸付の決定を受ける者に係る修学資金等について適用し、同日前に最初の貸付の決定を受けた者に係る修学資金等については、なお従前の例による。

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第17号

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例

北海道環境生活部手数料条例（平成12年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表32の15の項の次に次のように加える。

32の16 貸金業法（昭和58年法律第32号）第3条第1項の規定に基づく貸金業者の登録の申請に対する審査	貸金業者登録申請手数料	150,000円	登録申請のとき
32の17 貸金業法第3条第2項の規定に基づく貸金業者の登録の更新の申請に対する審査	貸金業者登録更新申請手数料	150,000円	登録更新申請のとき
32の18 貸金業法第3条第1項の規定に基づく登録（同条第2項の規定に基づく登録の更新を含む。）	貸金業者登録証明書交付手数料	450円	交付申請のとき

に関する証明書の交付

別表34の2の項の次に次のように加える。

34の3 土壤汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査	汚染土壌処理業許可更新申請手数料	323,400円	許可更新申請のとき
34の4 土壤汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業変更許可申請手数料	234,500円	変更許可申請のとき
34の5 土壤汚染対策法第22条第1項又は第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可証の書換え交付	汚染土壌処理業許可証書換え交付手数料	1,300円	書換え交付申請のとき
34の6 土壤汚染対策法第22条第1項又は第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可証の再交付	汚染土壌処理業許可証再交付手数料	1,300円	再交付申請のとき

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
（北海道経済部手数料条例の一部改正）
- 2 北海道経済部手数料条例（平成12年北海道条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中95の項から97の項までを削り、同表98の項中「外国人観光旅客の来訪

地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」を「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」に、「第26条第2項」を「第14条第2項」に改め、同項を同表95の項とし、同表99の項中「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第36条第2項」を「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律第24条第2項」に改め、同項を同表96の項とし、同表100の項中「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第36条第2項」を「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律第24条第2項」に改め、同項を同表97の項とし、同表101の項中「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第36条第2項」を「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律第24条第2項」に改め、同項を同表98の項とする。

北海道保健福祉部手数料条例及び北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第18号

北海道保健福祉部手数料条例及び北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

（北海道保健福祉部手数料条例の一部改正）

第1条 北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表160の項の次に次のように加える。

160の2 建築物における 衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定に基づく建築物清	建築物清掃業者登録手数料	37,700円	登録申請のとき
--	--------------	---------	---------

掃業者（同項第1号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録			
160の3 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物空気環境測定業者（同項第2号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	建築物空気環境測定業者登録手数料	37,700円	登録申請のとき
160の4 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物空気調和用ダクト清掃業者（同項第3号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	建築物空気調和用ダクト清掃業者登録手数料	37,700円	登録申請のとき
160の5 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物飲料水水質検査業者（同項第4号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	建築物飲料水水質検査業者登録手数料	37,700円	登録申請のとき
160の6 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項	建築物飲料水貯水槽清掃業者登録手数料	37,700円	登録申請のとき

の規定に基づく建築物飲料水貯水槽清掃業者（同項第5号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録				る法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第32条の規定に基づく登録証明書の書換え交付	書書換え交付手数料		とき
160の7 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物排水管用清掃業者（同項第6号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	建築物排水管用清掃業者登録手数料	37,700円	登録申請のとき	160の11 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第32条の規定に基づく登録証明書の再交付	建築物清掃業者等登録証明書再交付手数料	1,300円	再交付申請のとき
160の8 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物ねずみ昆虫等防除業者（同項第7号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	建築物ねずみ昆虫等防除業者登録手数料	37,700円	登録申請のとき	(北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部改正) 第2条 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。 別表第1中1の3の項を1の4の項とし、1の2の項を1の3の項とし、1の項を1の2の項とし、同項の前に次のように加える。			
160の9 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物環境衛生総合管理業者（同項第8号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	建築物環境衛生総合管理業者登録手数料	47,800円	登録申請のとき	1 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第10条第1項の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可 (2) 法第10条第2項の規定による墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の廃止の許可 (3) 法第18条第1項の規定による火葬場への立入検査又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者からの報告の徴収 (4) 法第19条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の施設の整備改善等の命令又は経営等の許可の取消し (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの			
160の10 建築物における衛生的環境の確保に関する	建築物清掃業者等登録証明	1,300円	書換え交付申請の	各市町村（札幌市、函館市及び旭川市を除く。） （(3)に掲げる事務にあつては、北斗市及び鹿追町に限る。） （(4)に掲げる事務のうち施設の			

整備改善
等の命令
にあって
は、小樽
市を除
く。)

別表第1中4の7の項を4の9の項とし、4の6の項を4の8の項とし、4の5の項を4の7の項とし、4の4の項の次に次のように加える。

4の5 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第5条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築物の届出の受理 (2) 法第5条第3項の規定による特定建築物の変更等の届出の受理 (3) 法第5条第4項の規定による労働局長への通知 (4) 法第11条第1項の規定による特定建築物所有者等からの報告の徴収又は特定建築物への立入検査若しくは関係者への質問 (5) 法第12条の規定による特定建築物の所有者等に対する改善命令等 (6) 法第13条第2項の規定による国の機関の長等への説明又は資料の提出の要求 (7) 法第13条第3項ただし書の規定による国の機関の長等への通知及び改善の勧告	北 斗 市
4の6 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の5第1項の規定による登録業者の業務に係る報告の徴収、立入検査又は質問	札 幌 市 函 館 市 小 樽 市 旭 川 市

別表第1の5の項の次に次のように加える。

5の2 北海道 ^{えな} 産物及び産わい物処理条例（昭和24年北海道条例第60号。	札 幌 市
--	-------

以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令で定める市（以下この項において「政令市」という。）の所管区域にわたる収集処理事業又は保健所と政令市の所管区域にわたる収集処理事業に係るものを除く。）

- (1) 条例第3条の規定による処理所の設置又は収集処理事業の経営等の許可
- (2) 条例第5条第1項の規定による処理所設置者又は収集処理事業の経営者に係る報告の徴収又は立入検査
- (3) 条例第6条の規定による処理所の設置若しくは収集処理事業の経営の許可の取消し又は処理所の使用若しくは収集処理事業の経営の停止の命令
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条中別表第1に1の項を加える改正規定（(3)に掲げる事務に係る部分（鹿追町に係る部分に限る。）に限る。）及び同表に5の2の項を加える改正規定（鹿追町に係る部分に限る。）は、同年12月1日から施行する。

（北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際当該改正規定による改正後の北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項及び5の2の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律、条例又は規則（以下「法律等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該改正規定の施行の日前に法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては鹿追町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法律等の適用については、鹿追町長のした処分その他の行為又は鹿追町長に対してなされた申請その他の行

函 館 市
小 樽 市
旭 川 市
北 斗 市
鹿 追 町

為とみなす。

(北海道環境生活部手数料条例の一部改正)

- 3 北海道環境生活部手数料条例（平成12年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表3の項から12の項までを次のように改める。

3から12まで	削除		
---------	----	--	--

別表12の2の項及び12の3の項を削る。

(北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

- 4 北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項及び2の項を次のように改める。

1及び2	削除		
------	----	--	--

別表第1中2の7の項及び3の項を削り、2の6の項を3の項とし、5の項を削り、4の5の項を5の項とする。

(北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 5 北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第102号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項の改正規定中「及び鹿追町」を削り、同表の5の項及び6の項の改正規定中「5の項及び」を削る。

附則第1項第2号中「別表第1の2の項の改正規定中「(3)に」の次に「掲げる事務にあっては、北斗市及び鹿追町に限る。」(4)に」を加える部分（鹿追町に係る部分に限る。）、同表の2の3の項を「別表第1の2の3の項」に、「及び同表の5の項から7の項まで」を「並びに同表の6の項及び7の項」に改める。

附則第3項中「別表第1の2の項、2の3の項」を「別表第1の2の3の項」に、「及び5の項から7の項まで」を「、6の項及び7の項」に改める。

北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布

する。

平成22年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第19号

北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1万分の3」を「1万分の18.8」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(基金の使用の特例)

2 基金は、当分の間、第3条第1項の規定にかかわらず、北海道後期高齢者医療広域連合に対する保険料率の増加の抑制を図るための事業に係る交付金の交付を行う場合に、その一部を使用することができる。

3 第3条第2項の規定は、前項の規定により基金を使用する場合に準用する。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

2 この条例による改正後の北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例第2条の規定は、平成22年度を初年度とする高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第116条第2項第1号に規定する特定期間に係る同条第3項に規定する財政安定化基金拠出金から適用する。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第20号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「46の項」を「48の項」に改め、同条第2項中「又は指定試験機関」を「、指定試験機関又は指定事務所登録機関」に、「46の項」を「48の

項」に改める。

別表48の2の項を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第21号

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例

北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号の3中「第13条第1項」を「第20条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

北海道税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第22号

北海道税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

北海道税外諸収入金の徴収に関する条例（昭和30年北海道条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「は、収入金の額」を「、その未納付額」に、「収入金の額（）」を「未納付額（）」に、「ついて年10.75パーセントの割合をもって、その指定期限の翌日から収入金を完納するに至った日までの日数によって」を「、その納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から督促状の指定期限までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて」に改め、同条ただし書中「500円」を「1,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により延滞金の額を計算する場合において、未納付額の一部が納付されているときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る未納付額は、その納付された額を控除した金額（2,000円未満であるときはその金額、1,000円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てる。）とする。

第6条第2項中「別記様式による」を「その命令を受けた職員であることを証明する」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

別記様式を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の北海道税外諸収入金の徴収に関する条例第4条及び附則第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発せられる納入通知書に係る収入金を完納しない場合に徴収する延滞金の額の計算について適用し、施行日前に発せられた納入通知書に係る収入金を完納しない場合に徴収する延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

（北海道道路占用料徴収条例の一部改正）

3 北海道道路占用料徴収条例（昭和45年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第4条」の次に「並びに附則第2項」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第1項中「年14.6パーセント」とあるのは、「年14.5パーセント」とする。

(北海道道路占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による改正後の北海道道路占用料徴収条例第4条の規定は、施行日以後に発せられる納入通知書に係る占用料を完納しない場合に徴収する延滞金の額の計算について適用し、施行日前に発せられた納入通知書に係る占用料を完納しない場合に徴収する延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第23号

北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「ときは、」の次に「時間外勤務代休時間及び」を加える。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

北海道学校職員の給与に関する条例及び北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第24号

北海道学校職員の給与に関する条例及び北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(北海道学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第13条本文中「ときは」の次に「、勤務時間等条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間」を加える。

第14条第3項中「この項」の次に「及び次項」を加え、同条に次の3項を加える。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間（以下「正規の勤務時間外の時間」という。）及び勤務時間等条例第6条の規定により割振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の時間を超えてした勤務の時間（人事委員会規則で定めるものを除く。以下「割振り変更前の勤務時間を超える時間」という。）の合計が1箇月について60時間を超えた学校職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外の時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を、割振り変更前の勤務時間を超える時間にあつては100分の50を乗じて得た額に相当する金額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間等条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に学校職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、人事委員会規則で定めるところにより、当該時間1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外の時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、割振り変更前の勤務時間を超える時間にあつては100分の50から人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額に相当する金額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用

については、同項中「第1項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第19条の4第2項中「教育委員会又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する」を削り、「ごとの」の次に「勤勉手当の額の」を加える。

（北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

第9条の3を第9条の4とし、第9条の2を第9条の3とし、第9条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第9条の2 教育委員会は、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）第14条第4項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第2条第2項において準用する場合を含む。）又は北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）第14条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき学校職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第2条第2項に規定する教育職員を除く。次項において同じ。）に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第11条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された学校職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第11条第1項中「第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「」及び「」という。）」を削り、「（休日）」を「（第9条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤

務日等及び休日）」に改める。

第16条第3項中「北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）」を「学校職員給与条例」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。
（北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項の表第14条第3項の項の次に次のように加える。

第14条第4項	第2項	北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。）第15条第2項
第14条第5項	要しない	要しない。ただし、正規の勤務時間外の時間が育児休業条例第15条第2項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

第15条第2項の表に次のように加える。

附則第21項	北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下「育	育児休業条例
--------	--------------------------------------	--------

児休業条例」とい
う。)

第23条第4項を次のように改める。

- 4 短時間勤務職員についての学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条の2の 4第2項第3 号	再任用短時間勤務職 員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3 年法律第110号）第18条第1項の規定により任 期を定めて採用された同項に規定する短時間勤 務職員（以下「短時間勤務職員」という。）
第14条第1項	支給する	支給する。ただし、短時間勤務職員が、第1号 に掲げる勤務で正規の勤務時間外にしたもの のうち、その勤務の時間とその勤務をした日にお ける正規の勤務時間との合計が7時間45分に達 するまでの間の勤務にあっては、同条に規定す る勤務1時間当たりの給与額に100分の100（そ の勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間 である場合は、100分の125）を乗じて得た額と する
第14条第3項	学校職員（再任用短 時間勤務職員にあっ ては、	短時間勤務職員（
第14条第4項	第2項	北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成 4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」 という。）第23条第4項
第14条第5項	要しない	要しない。ただし、正規の勤務時間外の時間が 育児休業条例第23条第4項の規定により読み替 えられた第1項ただし書に規定する7時間45分 に達するまでの間の勤務に係る時間である場合

にあっては、第18条に規定する勤務1時間当た
りの給与額に100分の150（その時間が午後10時
から翌日の午前5時までの間である場合は、
100分の175）から100分の100（その時間が午後
10時から翌日の午前5時までの間である場合
は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額
とする

第23条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項から第10項までを1項
ずつ繰り上げる。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の
一部を次のように改正する。

第10条第4項を次のように改める。

- 4 任期付短時間勤務職員についての学校職員給与条例の規定の適用について
は、次の表の左欄に掲げる学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字
句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条の2の 4第2項第3 号	再任用短時間勤務職 員	一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平 成14年北海道条例第67号。以下「任期付職員条 例」という。）第4条の規定により任期を定め て採用された短時間勤務職員（以下「任期付短 時間勤務職員」という。）
第14条第1項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、 第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外にした もののうち、その勤務の時間とその勤務をした 日における正規の勤務時間との合計が7時間45 分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に 規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の 100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時 までの間である場合は、100分の125）を乗じて

		得た額とする
第14条第3項	学校職員（再任用短時間勤務職員にあつては、	任期付短時間勤務職員（
第14条第4項	第2項	任期付職員条例第10条第4項
第14条第5項	要しない	要しない。ただし、正規の勤務時間外の時間が任期付職員条例第10条第4項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

第10条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項から第10項までを1項ずつ繰り上げる。

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第25号

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「458人」を「459人」に、「794人」を「796人」に、「5,862人」を「5,878人」に、「3,063人」を「3,072人」に、「10,177人」を「10,205人」に、「11,540人」を「11,568人」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第26号

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第15条本文中「ときは」の次に「、勤務時間等条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間」を加える。

第16条第1項及び第2項中「を超えて」を「外に」に改め、同条第3項中「この項」の次に「及び次項」を加え、同条に次の3項を加える。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条、第5条及び第8条第2項の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間（以下「正規の勤務時間外の時間」という。）及び勤務時間等条例第5条の規定により割振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の時間（人事委員会規則で定めるものを除く。以下「割振り変更前の勤務時間を超える時間」という。）の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外の時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を、割振り変更前の勤務時間を超える時間にあつては100分の50を乗じて得た額に相当する金額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間等条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前

項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、人事委員会規則で定めるところにより、当該時間1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外の時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、割振り変更前の勤務時間を超える時間にあつては100分の50から人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額に相当する金額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第22条の4第2項中「本部長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する」を削り、「ごとの」の次に「勤勉手当の額の」を加える。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。
（北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項の表第16条第1項の項中「を超えて」を「外に」に改め、同表第16条第3項の項の次に次のように加える。

第16条第4項	（第2項	（北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。）第15条第3項
第16条第5項	要しない	要しない。ただし、正規の勤務時間外の時間が育児休業条例第15条第3項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分

に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

第15条第3項の表に次のように加える。

附則第22項	北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。）	育児休業条例
--------	---	--------

第23条第5項を次のように改める。

- 5 短時間勤務職員についての警察職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる警察職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条第2項第3号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により任期を定めて採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）
第16条第1項	支給する	支給する。ただし、短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定す

		る勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第16条第3項	職員（再任用短時間勤務職員にあっては、	短時間勤務職員（
第16条第4項	（第2項	（北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。）第23条第5項
第16条第5項	要しない	要しない。ただし、正規の勤務時間外の時間が育児休業条例第23条第5項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

第23条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、第9項を第8項とする。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

第10条第5項を次のように改める。

- 5 任期付短時間勤務職員についての警察職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる警察職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条第2項 第3号	再任用短時間勤務職員	一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
第16条第1項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外にしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第16条第3項	職員（再任用短時間勤務職員にあっては、	任期付短時間勤務職員（
第16条第4項	（第2項	（任期付職員条例第10条第5項
第16条第5項	要しない	要しない。ただし、正規の勤務時間外の時間が任期付職員条例第10条第5項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

第10条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、第9項

を第8項とする。

北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第27号

北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条第2項中「は、月額とし、1月につき1万7,640円」を「の額は、その従事した日1日につき1,260円」に改め、同条第3項中「前項のほか、」及び「のうち同項第1号、第3号又は第4号に掲げる作業に専ら従事するもの」を削り、「係るこれらの」を「係る同項第1号、第3号又は第4号に掲げる」に改め、「。以下「勤務時間等条例」という。」を削り、「第7条の4第2項」を「第7条の3第3項」に、「それぞれこれらの」を「当該」に、「作業手当として支給する」を「前項の規定による手当の額に加算する」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 同一の日において2以上の作業手当の支給を受けるべき作業に従事した場合においては、人事委員会規則で定めるところにより、そのいずれか一の作業手当のみを支給する。

第3条の3第1項中「（第2号に掲げる作業にあっては、刑事調査官である職員が行うものに限る。）」を削り、同項第2号中「検視作業」の次に「（人事委員会規則で定めるものに限る。）」を加え、同条第3項を削る。

第7条の3を削り、第7条の4を第7条の3とし、第7条の5から第7条の9までを1条ずつ繰り上げる。

第8条を次のように改める。

（支給の調整）

第8条 職員が同一の日において2以上の特殊勤務手当の支給を受けるべき業務

に従事した場合においては、人事委員会規則で定めるところにより、そのいずれか一の特殊勤務手当のみを支給し、又はその支給額を調整することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項を削る。

第23条第8項を削る。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

第10条第8項を削る。

（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部改正）

4 北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第21条中「、特殊勤務手当で人事委員会規則で定めるもの」を削る。

北海道立工業試験場条例等を廃止する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第28号

北海道立工業試験場条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 北海道立工業試験場条例（昭和24年北海道条例第84号）
- (2) 北海道立食品加工研究センター条例（平成3年北海道条例第39号）
- (3) 北海道立地質研究所条例（昭和30年北海道条例第69号）
- (4) 北海道立農業試験場条例（昭和25年北海道条例第91号）
- (5) 北海道立水産試験場条例（昭和25年北海道条例第68号）

- (6) 北海道立水産孵化場条例 (昭和27年北海道条例第33号)
- (7) 北海道立林産試験場条例 (昭和24年北海道条例第71号)
- (8) 北海道立林業試験場条例 (昭和39年北海道条例第10号)
- (9) 北海道立北方建築総合研究所条例 (昭和30年北海道条例第58号)

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
